

平成25年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成25年12月13日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	池田高世偉	農林水産課長	佐々木千明
教育長	山本和博	上下水道課長	山崎龍一
総務課長	大庭孝久	建設課長	井川善寿
会計管理者	井川芳樹	総務学校教育課長	村上孝三
企画財政課長補佐	高梨勇光	生涯学習課長	濱田勉
税務課長	池田茂良	布施支所長	大上一郎
町民課長	名越玲子	五箇支所長	宮本智幸
福祉課長	阿部眞澄	都万支所長	田中秀喜
保健課長	長田栄	行政係長	中村恒一
環境課長	山川由夫	財政係長	宇野慎一
観光課長	吉田隆		

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 11人

1、議案撤回

議 第116号 指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕

議 第121号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町農業近代化施設(その3)〕

議 第123号 指定管理者の指定について〔都万地区環境緑化木生産施設〕

議 第133号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町高齢者生活福祉センター蓬莱苑〕

議 第136号 指定管理者の指定について〔中村デイサービスセンター〕

議 第137号 指定管理者の指定について〔中条デイサービスセンター〕

1、町長追加提出議案の題目

議 第138号 指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕

議 第139号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町農業近代化施設(その3)〕

議 第140号 指定管理者の指定について〔都万地区環境緑化木生産施設〕

議 第141号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町高齢者生活福祉センター蓬莱苑〕

議 第142号 指定管理者の指定について〔中村デイサービスセンター〕

議 第143号 指定管理者の指定について〔中条デイサービスセンター〕

1、議員提出議案の題目

発議第 5号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

議事の経過

議長(石田茂春)

ただ今から、本日の会議を開きます。

(開 議 宣 告 9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、議 案 の 撤 回 に つ い て

「議案の撤回について」を議題といたします。

議第116号「指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕」、議第121号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町農業近代化施設(その3)〕」、議第123号「指定管理者の指定について〔都万地区環境緑化木生産施設〕」、議第133号「指定管理者の指定について〔隠岐の

島町高齢者生活福祉センター蓬莱苑」、議第 136 号「指定管理者の指定について〔中村デイサービスセンター〕」、議第 137 号「指定管理者の指定について〔中条デイサービスセンター〕」、以上の 6 議案につきまして、副町長から撤回の理由の説明を求めます。

番外（副町長 池田高世偉）

おはようございます。今回、6件の案件につきまして撤回をさせていただくことを上程させていただきます。大変ご迷惑をおかけいたします。

その撤回の理由についてご説明をさせていただきます。

まず、議第116号の「隠岐ポートプラザ」についてですが、この指定管理予定者につきましては、法人が来年の6月に解散が見込まれるということでございまして、指定期間5年という上程はいかがかという部分であり、指定期間の変更をいたしまして改めまして上程をさせていただきます。

その他、議第121号「隠岐の島町農業近代化施設（その3）」、123号の「都万地区緑化木生産施設」、133号の「隠岐の島町高齢者生活福祉センター蓬莱苑」、136号「中村デイサービスセンター」137号「中条デイサービスセンター」につきましては、この5件とも新たに管理を予定している事業者が初めて施設を管理するという事で、指定管理の原則に戻りまして5年を撤回させていただきまして新たに指定期間を設け、上程したいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（石田茂春）

お諮りします。

ただ今、議題となりました、「議案の撤回」の件につきまして許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声を確認）

「異議なし」と認めます。

従って、議第 116 号、議第 121 号、議第 123 号、議第 133 号、議第 136 号、議第 137 号の 6 議案の撤回について、許可することに決定いたしました。

これより、暫時休憩いたします。

（本会議休憩宣告 9時35分）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 9時36分）

日 程 第 2、町長追加提出議案の上程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

議第 138 号「指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕」、議第 139 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町農業近代化施設（その 3）〕」、議第 140 号「指定管理者の指定について〔都万地区環境緑化木生産施設〕」、議第 141 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町高齢者生活福祉センター蓬莱苑〕」、議第 142 号「指定管理者の指定について〔中村デイサービスセンター〕」、議第 143 号「指定管理者の指定について〔中条デイサービスセンター〕」の 6 件を議題とします。

日 程 第 3、提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、6 件について提案者から提案理由の説明を求めます。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

本日、追加提案をさせていただきます議案につきまして、ご説明を申し上げます。

議第 138 号から議第 143 号までの 6 件についてでございますが「指定管理者の指定について」の議案でございます。

本町が設置をしております公の施設の管理運営を指定管理者に行わせることとし、それぞれの施設の指定管理者の候補者を選定をいたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

指定の内容についてでございますが、議第 138 号の「隠岐ポートプラザ」につきましては、施設の指定期間を 1 年とし、議第 139 号から議第 143 号までの 5 件につきましては、それぞれの施設の指定期間を 3 年間とさせていただくものであります。

なお、議第 143 号の「中条デイサービスセンター」につきましては、公募による応募者が 2 者でございましたため、隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会を開催し、候補者を選定させていただいたものであります。

以上、本日提案をいたしました 6 件の議案につきまして、改めまして慎重ご審議をいただき、適切にご決定を賜りますようお願いをし、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で、「提案理由の説明」を終ります。

日 程 第 4、質 疑

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

(本会議休憩宣告 9時40分)

(全員協議会開会宣告 9時40分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 9時40分)

以上で、「質疑」を終わります。

日 程 第 5、議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を行います。

議第138号から議第143号までの6件を、常任委員会の審査に付することを議題といたします。

お諮りします。

本案は、お手元の「議案付託表」のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、議案6件は、「議案付託表」のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

(本会議休憩宣告 9時41分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時08分)

日 程 第 6、委員長報告

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行います。

各常任委員会の審査に付した町長提出議案の、議第83号から議第143号までの補正予算案及び条例関係等55件、陳情1件、要望1件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：4番 佐々木雅秀 議員

4番（ 佐々木 雅 秀 ）

それでは、ただ今から総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会で付託されました、平成 25 年度一般会計及び上下水道各特別会計補正予算を始め、条例の一部改正、公有水面の埋め立て、町道の認定、変更及び廃止、工事請負変更契約、物品購入契約及び指定管理者の指定の計 39 件、並びに蛸木漁港物揚場、船揚場の用地舗装についての要望、小原田川に隣接する道路の拡幅についての陳情計 2 件の審査と本委員会所管の調査事項について調査しましたので、審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の 11 月 27 日、28 日、29 日、12 月 3 日、会期中の 12 月 11 日、12 日の計 6 日間開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査をいたしました。

審査の結果、付託された案件については全会一致で「可決すべき」ものといたしました。但し、観光宿泊施設整備事業の執行については、常任委員会と詳細について線密な事前協議をすることといたしました。

また、陳情及び要望については継続審査といたしました。

まず、補正予算について報告いたします。

観光宿泊施設整備事業については、「ホテルニューかじたに」に関する家屋と土地の購入費及び所有権移転手続きに要する費用計 1,700 万円を補正するものであり、購入後は公共の宿として指定管理者を選定し、平成 26 年度から営業させるとのことです。

平成 24 年 3 月定例会において、隠岐の島町観光協会長及び隠岐の島町商工会長からの施設存続についての行政支援要望を、当時の議会において重要性の趣旨は理解できるものの「趣旨採択」した経緯があります。

今年度になり金融機関からの 3,000 万円での購入要請があり、6 月定例会でも協議してきたところ、執行部と金融機関で 11 月 7 日に購入費 1,500 万円折り合いがついたとのことでありますが、11 月 28 日に常任委員会で初めて説明があったところでもあります。

委員からは、9 月の説明では状況がはっきりしたら全員協議会で説明するはずだが何もなかったとの質疑があり、このことについては執行部からの陳謝がありました。

更に、次のような意見がありました。

- 1、このような重要な案件をなぜ急な形でしかも起債して補正するのか。時間をかけて納得の上で予算化すべきだ。
- 2、指定管理ありきで営業施設を町が進めることは、これまでの例から赤字補填につながる。

- 3、他の業者も厳しい経営を続けており、町全域的な支援策が必要だ。
- 4、特に小規模業者に不公平ではないか。
- 5、施設を、いつ、どのように改修して、どれだけの改修費を予定しているのか。
- 6、現在の経営者、名称に対する取扱いはどうするのか、そのままでは受け入れられない。
- 7、町が取得して、そもそも黒字経営ができるのか疑問だ。確信があるのか。
- 8、現在の経営破綻の原因はどうか、現在単年度の経営状況はどうか。
- 9、今後の町としての具体的な観光振興策を示せ。この件の位置付けはどうか。
- 10、本件の事業計画と経営計画が不明確ではないか。明確になるまで判断できないのでは。
- 11、大切な税金を使う、住民への説明と周知ができていないのでは。
- 12、今後画期的に増客するとは考えられない。
- 13、今回の件は、ビジネスチャンスであり、観光の活性化を図る絶好の機会である。
- 14、世界ジオパーク認定もあり、県とともに地域振興を図る上で欠かせない事業と考える。
- 15、観光振興や地域振興について地盤沈下に歯止めをかけるため、施設の取得は不可欠ではないか。

これに対して執行部からは、現在の宿泊キャパシティを維持していく必要がある。現在大手旅行代理店から受け入れている年間約6,000人の継続が困難になる。これを継続しつつ個人客の増加策にも今後力を入れたい。

また、経営破たんは、債務超過が原因。サービス、仕入れ方法、売店の活用など経営努力次第で黒字を実現できる。

3番目に、今後の観光振興にとって大切な施設と位置付けている。全体としては具体的にジオパークの活用、ジェット機の利用拡大、境港市との連携、新たな超高速船で就航率アップ、出雲大社の活用など、魅力ある隠岐の島町を実現したい。

更に、このような中で公設民営の中核的な施設とする。この施設の大浴場を改修し憩いの宿を目指す。売店のリニューアルによる収益増、通年観光で誘客拡大を図っていく、との答弁がありました。

時間をかけて審査してまいりましたが、委員会としては、観光振興のための施設としての必要性、当事者金融機関関係で急がなければならない事情があるものの、未だに改修などに関する事業計画や経営計画が不明瞭であること。また、不公平感など住民に対する説明責任が果たせていないことから、観光施設整備事業の執行については常任委員会と詳細について綿密な事前協議をすること、とした上で全会一致で可決すべきと決しました。

次に、指定管理案件についてであります。

本制度の契約更新にあたり、それぞれの件について審査いたしました。

委員会としては、これまでの管理実績と指定管理料を総括しながら評価をしつつ、新たな民間活用と住民サービスの向上を目指した施設運営を期待するところであります。

各課ごとの所管で管理していることについて、庁内において統一的・画一的な管理・把握ができる体制にするよう指摘いたしました。

議第 138 号「隠岐ポートプラザ」の指定管理者の指定については、株式会社隠岐振興は解散協議がされており、指定管理期間を 1 年とし、解散が決定したときは隠岐の島町の直営管理とすることとなりました。

次に、陳情及び要望案件についてであります。

「蛸木漁港物揚場、船揚場の用地舗装ついて」の要望、「小原田川に隣接する道路の拡幅について」の陳情、計 2 件の審査をいたしました。それぞれ、所管との調整の状況、提出時期が会期直前であったことなど、審査に十分な時間がないことから引き続き継続審査といたしました。

最後に、所管調査事項の調査についてであります。

まちづくり対策事業に関する調査について及び地域産業の振興に関する調査については、継続して調査することといたします。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（石田茂春）

次に、教育民生常任委員長：8 番 小野昌士 議員

8 番（小野昌士）

それでは、教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

教育民生常任委員会に付託されました補正予算 6 件、条例 1 件、指定管理者の指定 10 件は何れも全会一致で「可決すべし」といたしました。審査の経過と意見等を申し上げます。

当委員会は、休会中の 10 月 30 日、11 月 27 日、28 日、29 日、議会開催中の 12 月 11 日、12 日の 6 日間開催し、必要に応じて関係課長、担当者から資料提出や説明を求め審査をいたしました。結果は次のとおりです。

予算関係では、平成 25 年度一般会計及び各特別会計補正予算については特に指摘事項等もなく、全会一致で「可決すべし」といたしました。

条例改正関係ですが、今回の改正は町民の安全で安心した暮らしを確保し、安定的な国民

健康保険事業を運営するため、平成 25 年より 3 か年で 23 パーセント引き上げるものです。

26 年度は、基礎課税の医療費給付費等並びに後期高齢者支援金等課税分、介護納付金分をそれぞれ所得割・均等割・平等割を 26 年 4 月より平均一人当たり 5,621 円、6.38 パーセント引き上げるものでございます。

試算では被保険者 4,310 人で対前年度より 1,779 万 7 千円の保険税の増額となります。医療費の増で基金のみでの対応が 1 年先には基金がなくなるという状況となり、今回計画どおり引き上げるものです。

委員からは、未収金の収納、医療費削減の具体化等を先送りして増税ありきでは相互扶助の保険税基本からは納得できないという意見がございましたが、計画的引き上げの範囲でありやむを得ないという結論となりました。関係課が連携して予防医療に真剣に取り組むこと、被保険者への引き上げについての説明、医療費抑制の PR、あるいはチラシ等を含め丁寧に行うよう指摘をいたしました。

次に、指定管理関係でございます。指定管理者の指定については、継続 5 件、新規 5 件でございます。

教育委員会所管の西郷武道館、隠岐の島町図書館を隠岐の島町教育文化振興財団に非公募で指定するものです。両施設ともより効果的・効率的な公共サービスの提供が期待できることと、武道館は夜間利用、防犯、緊急時の対応で館に近い財団が適正な管理ができること、図書館については開館以来財団に管理運営委託し、司書を配置して業務を行ってきており、業務に対する意識も高いため指定するものでございます。指定期間は、武道館 2 年、図書館 3 年となっています。

委員会から、財団の事務局長が 12 月で退職すると聞くが今以上の利用者サービスはできるのかという意見に、教育長は現在人選中であり財団は教育文化振興の町の要になるよう今後指導管理に努めるということです。優秀な隠岐人を選任し、利用者増等町民サービス充実に努めるよう要望いたします。

次に、介護福祉関係の議第 130 号、議第 131 号、議第 132 号、議第 134 号、議第 135 号は継続でございます。

新規指定の議第 141 号「高齢者生活福祉センター蓬莱苑」、議第 142 号「中村デイサービスセンター」、議第 143 号「中条デイサービスセンター」は隠岐の島町社会福祉協議会から今回社会福祉法人「博愛」が指定管理者となるものでございます。

博愛の選定理由としては、実績・経験・運営体制・意欲・熱意等総合的に審査の結果、適

正な運営管理ができると判断し選定したものである。

委員からは、なぜ今回社会福祉協議会が公募に応じなかったのか、現在のそれぞれの施設の利用者のサービスや職員待遇、労働条件等は変わらないのか等々意見があり、委員会に委員長判断で隠岐の島町社会福祉協議会事務局長、総務課長の出席を求め社会福祉協議会の介護事業終了の経緯と対応について説明を受けました。

社会福祉協議会では、平成 24 年度に介護事業検討委員会委員 7 名をつくり介護事業の今後のあり方について検討した結果、平成 12 年の介護保険法施行以前の町内には福祉サービスを担うことのできる団体は少なく行政からの要請もあり、社協が受け皿としての役割を果たしてきたが、現在では新たな福祉法人民間等ができ介護サービスを提供する環境が整いつつあること、運営の収支シュミレーションでは 24 年から利用者減少等で赤字が増加することとなり基金が底をつくことでこれ以上継続できないと結論づけました。

職員の身分の取扱いは事業廃止に伴う解雇ということで労働基準監督署の一定の理解をいただき進めているということです。博愛は、全ての事業及び職員を引き継ぎたいとの意向を示しており、現状に近い形で雇用されるよう要望しております。

なお、転職支援、退職金上積み等必要となる経費は全額介護事業基金を活用するということです。ちなみに、今この介護事業基金が 4,500 万で今年 1,000 万の赤字予想で、3,500 万基金があるそうでございます。

委員からは、現在働いている職員が不利益にならないよう、雇用をした社協は責任を強く認識して職員の意見、要望理解、身分保障等しっかりと受け止め、隠岐の島町、社会福祉協議会、博愛三者で連携協議し、それぞれが納得のできる対応をするよう強く要望しました。

その他所管の事項と調査事項、都万診療所医師招へいについては住民の安心確保のためにも総力を挙げて対応することを強く要望しました。

隠岐の島町の将来は子どもたちです。“まち”の子が健康健全に育つことは町民全ての願いです。子育て支援で子どもが育てやすい、“いいところづくり”を強力に推進しなければ“まち”の未来は描けません。

新年度予算編成方針において隠岐の島町として早急な対応が求められる事項にも子育て支援対策が重点事項としてあります。当委員会でも再三にわたり乳幼児医療費助成制度の拡充を図るよう要望しております。形として熱意が表れるように、今年の流行語が“今でしょ”ですので、やるなら“今です”ので新年度においてはこれらを実現できることを改めて要望して委員長報告といたします。

所管の調査事項は引き続き調査研究をいたします。以上で報告を終わります。

議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 7、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、竹島対策特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、竹島対策特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

竹島対策特別委員長の発言を許します。

竹島対策特別委員長：12番 米澤壽重 議員

12番(米澤壽重)

それでは、竹島対策特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、議会会期中の12月6日に委員会を開催し、調査・研究をまいりましたので報告いたします。「竹島の歴史と現状、そして国際理解」をテーマに、常角敏 都万中学校校長を招き講演をしていただきました。

講演では、竹島問題の歴史的経緯を韓国側の主張を交えながらのわかりやすい解説があり、日本側主張の正当性により一層理解が深まったところであります。また、学校教育における竹島問題に関する教育については、平和的解決の視点から歴史的事実と問題点を把握し、冷静な取り組みを行っているとのこととあります。

教材としては、隠岐の島町ふるさと教育副教材「ふるさと隠岐」の活用や竹島学習副教材DVD、中学生向け副教材リーフレット『日本の領土であることを学ぶ』を活用いたしまして、領土・領域について正しい理解を深めさせる教育の実践を目指しているとのこととあります。

また、指導上特に留意すべき点は、一点目といたしまして感情論での論議はしない、二点目としましては事実に基づかない論議はしない、三点目といたしましては武力行使論を認め

ないとの教育方針で臨んでいるとのことであります。

最近の竹島情勢については、一点目といたしまして島根県は外務省見解により、竹島から隠岐諸島までの距離を従来の 157 キロメートルから約 158 キロメートルに変更し、また鬱陵島から竹島までの距離を 92 キロメートルから約 88 キロメートルに変更しました。二点目といたしましては、政府は竹島の領有権問題などで日本の主張を内外に発信するため、関係府省庁の幹部で組織する総合調整会議を設置し、より効果的な方策を打ち出す方針を固めました。三点目といたしましては、中国・北京にある韓国政府機関「韓国文化院」が竹島の常設展を開いており、この行為は領土権をめぐる問題で中国へのアピールとみられ、日本の外務省は韓国に強く抗議を行いました。

次に、竹島東京集会開催の要望活動については、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議へ竹島領土権確立隠岐期成同盟会と合同で要望書を提出することといたしました。

この件に関しましては、委員からは竹島問題は旧五箇村から発信し、隠岐諸島全域、県へと活動が広がってきており、他の団体と連携を強化し国へ更に強く働きかけていかなければならないとの意見がありました。また、ある委員からは要望内容に周辺海域の安全操業や、漁場の確保など漁業の危機的状況を明確に出してはどうかなどの意見がありました。

隠岐集会開催に関しては、返還運動の停滞感を打開する観点からも地元隠岐での集会開催が課題となっています。この件に関しては執行部から時期や事業計画について更に検討する必要があるとの考えが示されました。当委員会といたしましては隠岐集会開催に向け、更に調査研究を進めていくことといたしました。

10月7日には、西ノ島町で開催された竹島対策隠岐圏域議員連盟設立準備会に出席し、今後の活動方針や規約・事業計画等について協議をし、10月10日に設立総会が開催されました。

翌11日には両副委員長とともに竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議五百川会長と竹島領土権確立島根県議会議員連盟の原会長と面談し、意見交換会の開催等、領土権確立に向けた連携強化を要請したところであります。

総務課竹島対策係からは、9月26日に国土交通省の政務官と離島振興課長、10月10日には領土主権対策企画調整室参事官が来島し、竹島に関する調査視察を行いました。9月26日から28日にかけて竹島問題研究会・竹島資料室の合同調査があり、関係者への聞き取りや町民寄贈資料の調査を実施いたしました。11月30日には豊中市において、大阪府神社庁第一支部主催による講演会に竹島対策係が講師として招かれ竹島問題の歴史的経緯や本町の取組

みなどについて講演を行いました。

また、懸案事項となっている竹島広告看板作製・設置については既に4基を発注し、看板記載内容は島根県と調整中との報告を受けました。

なお、所管の調査事項について、議会閉会中も引き続き調査研究を進めてまいります。

以上をもちまして、当委員会からの中間報告といたします。

議長（石田茂春）

以上で、「特別委員会の中間報告」を終わります。

日 程 第 8、討 論

これより「討論」を行います。

町長提出議案の、議第83号「平成25年度隠岐の島町一般会計補正予算(第3号)」から同意第4号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの56件及び要望第3号、陳情第5号の2件、並びに本日の議事日程第6で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番：高宮陽一 議員

11番（高宮陽一）

私は、議第83号「平成25年度一般会計補正予算(第3号)」のうち、商工費・観光宿泊施設整備事業の施設購入費1,700万円と、総務産業建設常任委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

私は、再びこの場に立って反対の討論をすることは大変残念な思いであります。

松田町長は、観光振興のための宿泊施設の確保と地域の活性化を図る目的から「ホテルニューかじたに」を役場が買い取り、観光宿泊施設として確保するため、本定例会に総額1,700万円の補正予算を計上いたしました。

このホテルは、山陰合同銀行からの多額の借金の不良債務物件であり、銀行が競売するなどして不良債務を整理することが当然であります。観光振興を理由として水面下で交渉を進め、この施設を購入することは合銀の不良債務の整理を地方自治体が肩入れするものであり、地方自治体として役場がこのような民事に介入することに取組むことは全くしてはならない行為であります。

町は購入後、多額の税金を投入しこの施設のリニューアル工事を行ってから、民間業者に指定管理者として経営をお願いする予定とのことですが、ご承知のように隠岐の島町

の財政状況は更なる改革に取り組むことを余儀なくされております。そういう現状であり、そんな余裕はありません。

住民生活に直結した保育所や学校の統廃合を進め、町民の皆さんにはご苦勞をお願いしているのが現状でございます。更には「民間で出来ることは民間で」という方針のもとに、指定管理者制度を活用して公の施設を民間企業の皆様をお願いしており、今回のような民間施設を購入することは全く相反する行為であります。

町執行部は、議会に提出した資料や「ホテルニューかじたに」を取り巻く諸課題についても明確な説明もできておらず、指定管理者の公募をすと言いながら、町長が決断した裏側には一企業の姿が見え隠れしており、全く理解できるものではありません。

一方、議会においては、平成23年9月に、商工会・隠岐の島町観光協会長兩名からの要望書を受理し、所管である総務産業建設常任委員会に付託をして慎重審議され、平成24年第1回定例会において同委員会は「趣旨採択」といたしました。

私は、同要望書は「不採択とすべきである」との考え方から総務産業建設委員長報告に反対討論を行いました。確か、このとき孫抱き交付金についても2回目の反対討論をしたと記憶しています。

そのときにも申し上げましたが、本来、陳情案件については、議会では陳情者の要望に対して賛成・反対の意思を表明して「採択」「不採択」を決定するわけではありますが、反対の場合であっても、要望者の心情等を考慮して、例えば、議会の逃げかも知れませんが、「趣旨採択」とする手法をとる場合がございます。この要望は、趣旨は理解できるが、実現するには問題・課題があるとして、採決の結果、「趣旨採択」とすべき方が8名、「不採択」とする方が6名で、賛成多数で「趣旨採択」となると記憶しています。

しかし、今日まで町長始め、副町長も「趣旨採択」は「OKだ」と勘違いしていたようです。議会も認めているからと言うのであれば大きな勘違いであります。このように勘違いがあったということで理解ができるのであれば、速やかに議案を撤回・修正するのが議会と執行部は“車の両輪”だということではないでしょうか。

更に大きな問題としては、先ほども総務産業建設常任委員長報告でありました付託案件の審査結果であります。

「全会一致」で補正予算は「可決すべし」との委員長報告でございました。

先ほども申し上げたように、要望書は「趣旨採択」であります。このことから考えますと今回の補正予算を認める行為は論外であります。

このような経過からして、議会における議決をどのように考えておるのか、隠岐の島町議会始まって以来、大きな汚点であります。私は、このような判断のできない議会があるのなら、私は町長に不信任案を提出して議会を解散してほしいということも考えました。

最後になりますけれども、町長には先日の一般質問でも申し上げました。松田町長は言うこととやることが違うと申し上げたばかりであります。覚えておられますか。「隠岐汽船上屋の前出しの問題」でございます。町長は私の質問に対して、将来に禍根を残さないよう上屋の前出しについて全力で取組むという答弁でございました。しかし数か月後の質問に対しては、県が耐震化工事をするので前出しはできないと答弁は一変したわけです。その理由は、県内の他の港湾工事費を削減してまで隠岐に配分しているのに、町長があんまり前出しにこだわると県と隠岐の島町との信頼関係がなくなりますよと脅されました。とうとう前出しもできず市街地再開発も頓挫してできなくなりました。そういうことから来島された観光客の皆さんも観光協会がどこにあるのかわからない、そういった状況になってしまったのは大変残念なことであります。

また、孫抱き交付金のときもそうでした。町長は本当なら祝い金にした方が良かったなと言っておりました。本当にそれが良かったなら祝い金にすれば良かったじゃないですか。やっぱり発言にはしっかりと責任を持っていただきたいとこのように思います。

町長、今回の合銀の不良債務の整理の問題は合銀自身の問題でありまして、行政がかかわる問題ではありません。ニューかじたにの購入は必ず将来に禍根を残すことになると思います。将来、場合によっては竹泉閣も買ったらいいじゃないですか。あなたは町長として苦渋の選択をしたということでそれでいいかもしれませんが、残された職員や担当者はこのことをずっと将来背負って仕事をしていかななくてはならないということになります。本当に苦渋の選択であるならば、例えば地域協議会に諮問をし、町民の皆さんの意見を参考にするとか、また、本当に観光シーズンに宿泊施設が不足するのか様子を見る、更には、ホテル・旅館・民宿など関係者の方々に頑張ってもらうとか、いろいろ手法はあったかと思えます。議会での説明や資料不足、断りばかりを言うのであれば質疑の経過を真摯に受け止めて速やかに議案を撤回するなり修正すべきであります。先般も申し上げました、ホテルを買う余裕があれば、まずは住民生活に直結する愛の橋の改修・再建を急ぐべきであります。

以上、申し上げて、議第 83 号「平成 25 年度一般会計補正予算(第 3 号)」のうち、商工費・観光宿泊施設整備事業の施設購入費 1,700 万円と、総務産業建設常任委員長報告に対する反対討論を終わります。

議長（石田茂春）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声を確認）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

以上で、「討論」を終わります。

日 程 第 9、採 決

「採決」を行います。

ここで、1番：西尾幸太郎 議員の退場を求めます。

（西尾幸太郎 議員 退場）

この採決は、起立によって行います。

始めに、町長提出議案の議第 83 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立「多数」であります。

従って、議第 83 号は原案のとおり可決されました。

ここで、西尾幸太郎議員の入場を許可します。

（西尾幸太郎 議員 入場）

次に、議第 84 号「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計補正予算(第 3 号)」から議第 90 号「平成 25 年度隠岐の島町上水道事業会計補正予算(第 2 号)」までの 7 件一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、議第 84 号から議第 90 号までの 7 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 91 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」から議第 98 号

「隠岐の島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」までの8件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第91号から議第98号までの8件は原案のとおり可決されました。

次に、議第99号「公有水面埋め立てに係る意見について」から議第104号「物品購入契約の締結について〔小型ノンステップバス〕」までの6件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第99号から議第104号までの6件は原案のとおり可決されました。

次に、議第105号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立西郷武道館〕」から、議第143号「指定管理者の指定について〔中条デイサービスセンター〕」までの計33件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第105号から議第143号までの33件は原案のとおり可決されました。

次に、同意第4号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意すること決定しました。

次に、要望第3号「蛸木漁港物揚場、船揚場の用地舗装について」を採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、要望第3号は委員長報告のとおり決定しました。

次に、陳情第5号「小原田川に隣接する道路の拡幅要請」について採択します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、陳情第5号は委員長報告のとおり決定しました。

以上で「採決」を終わります。

これより暫時休憩します。

(本会議休憩宣告 14時55分)

議長(石田茂春)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時59分)

日程第10、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会会議規則第75号の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定しました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

日程第11、議員提出議案の上程と審議

「議員提出議案の上程と審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、1件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員・委員会提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたし

ます。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、発議第5号「隠岐の島町の施策課題の対応するための決議」について提出者から提案理由の説明を求めます。

11番：高宮陽一 議員

11番（高宮陽一）

発議第5号 隠岐の島町の施策課題に対応するための決議

上記の議案を別紙のとおり、隠岐の島町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年12月13日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 高宮陽一

賛成者 隠岐の島町議会議員 佐々木雅秀

賛成者 隠岐の島町議会議員 小野昌士

隠岐の島町議会議長 石田茂春 様

隠岐の島町の施策課題に対応するための決議について申し上げます。

- 1、納税意識の高揚を図るとともに滞納徴収業務を強化すること
- 2、地場産業及び観光産業の振興と雇用創出策の推進を図ること
- 3、保健・医療・福祉の連携を強化し、健康増進、医療費削減を図ること
- 4、学力向上、教育行政の充実強化を図ること
- 5、6が今回新たな課題でございますが、
- 5、子育て支援策を強力に推進すること

教民の委員長報告にありましたように、何とか独自の施策を盛り込んで子育て支援策を具体的に取組んでいただきたいと、こういう考え方でございます。

- 6、隠岐世界ジオパーク諸施策の充実を図ること

これにつきましては、最近ジオパークの行政視察も大変増えてきております。推進協議会が一生懸命取組むことは当たり前のことですが、得てして窓口が観光課とか、ばらばらになりがちでございます。現在、組織改革にも取組んでおられるようですので、やはり町の窓口を明らかなる、一つにするということが大切だと思いますので、それらも含めて充実強化を図っていただきたい、ということをお願いしたいと思います。

平成25年12月13日

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発議第5号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより討論を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

これより、「採決」を行います。

採決は「起立」により行います。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これをもって散会し、平成25年第4回隠岐の島町定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 15時05分)

以 下 余 白